

子どものゲーム課金トラブル

～あなたのご家庭は大丈夫？～

子どもが保護者の知らない間にオンラインゲームに課金してしまい、保護者があとで高額な請求に気がつき慌てて相談に来られるケースが増えています。

相談事例

保護者名義で契約し、中学生の息子を利用者登録したスマホを息子に使用させていたところ、ゲームで課金しアイテムを多数購入したようで、後日カード会社から10万円を請求された。



(出典) 富山県「消費生活に関するフリーイラスト」

ひとことアドバイス

- オンラインゲームで課金する場合のルールを家族で話し合しましょう。
- 保護者が使っていた古いスマホや子ども専用のスマホで遊ばせる場合は、子ども専用アカウントを作成し、「ペアレンタルコントロール」機能を利用して、課金を承認制に設定しましょう。
- 保護者のスマホやタブレットで遊ばせる場合には、保護者のアカウントは必ずログオフしましょう。
- 子どもが無断でクレジットカードを持ち出して利用したとの相談も寄せられています。クレジットカードは見つかりにくい場所に保管しましょう。
- 子どものスマホにクレジットカード情報を入力した際は忘れずに削除しましょう。
- 日頃からクレジットカードの利用明細をこまめに確認しましょう。
- 不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、消費生活センター等にご相談ください。

困ったときはご相談ください

大津市消費生活センター

077-528-2662 (平日9時～17時)

消費者ホットライン 188(い・や・や)

